



2021年11月9日

各位

会社名 明治ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 川村 和夫  
(コード:2269 東証第1部)  
問合せ先 IR 広報部長 山縣 洋一郎  
(TEL:03-3273-3917)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2021年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社グループは、2024年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画において、「明治 ROESG<sup>®</sup>※ 経営の実践」を掲げ、利益成長とサステナビリティの同時実現を目指しています。財務戦略においては、営業キャッシュフローの範囲内での成長投資を継続しつつ、株主還元方針として配当性向を40%まで段階的に引き上げるとともに、自己株式の取得を検討することを掲げています。

初年度となる2022年3月期は、農薬事業および持分法適用関連子会社であるDM Bio Limited株式の譲渡などによりキャッシュフローが大きく良化する見通しです。

このような状況を踏まえ、株主への一層の利益還元と資本効率の向上を目的として、自己株式の取得を実施するものであります。

※「ROESG」は一橋大学教授・伊藤邦雄氏が開発した経営指標で、同氏の商標です。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 5百万株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.3%)               |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 300億円(上限)   |
| (4) 取得期間       | 2021年11月10日から2022年3月31日まで                               |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け  |
| (6) その他        | 本件により取得した自己株式については、会社法第178条の規定に基づく取締役会決議により、全て消却する予定です。 |

(ご参考)2021年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	145,135,949株
自己株式数	7,547,451株

以上